

1 豊田市

1. 豊田市の概況

平成 17 年 4 月 1 日に、旧豊田市とほか 6 町村（藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町）が合併し、現在の豊田市となった。

図表（資） - 1 - 1 豊田市の概況

	豊田市	旧豊田市	八王子市
人口（人）	415,314	358,244	540,585
世帯数（世帯）	156,292	132,378	232,691
面積（k m ² ）	918.47	290.11	186.31
密度（人/k m ² ）	452	1,235	2,901

豊田市データは 2006 年 12 月 1 日現在（豊田市ホームページより）

旧豊田市データは平成 16 年 4 月 1 日現在（豊田加茂合併協議会ホームページより）

八王子市データは 2006 年 11 月末日現在（八王子市ホームページより）

2. 制度導入に至る経緯

旧豊田市では、市町村合併の議論がはじまる以前から、行政主導の中央集権型ではない住民による自発的なまちづくりの必要性を認識しており、特に住民自らが地域の課題を解決する仕組みについて検討が行われていた。住民が地域の課題を解決する手段としては、地縁組織である自治区（住民の任意団体、八王子市でいえば町会・自治会）を基礎単位にコミュニティ施策が展開されていた。また、NPO など市民の活動が活発化・多様化しており、市としてもこれを支援していた。しかし、NPO の活動と地縁組織やコミュニティ活動を結びつける仕組みはなく、この仕組みが自発的なまちづくりの鍵となるだろうと考えられていた。

旧市町村域では、旧豊田市ほどにこうした検討が進められていたわけではないようだが、たとえば旧足助町は全国から視察が訪れるような市民活動の盛んな町であり、住民がよりよいまちづくりに意欲を持っていたことは間違いない。

法定合併協議会が設置される以前から、7 市町村の協議の中では、広い圏域における一体感の醸成に関する危惧や、地域の個性を生かした住民自治の仕組みづくりの可能性といった課題について検討がなされていた。こうした議論の中から、都市内分権の必要性が議論されるようになり、地域自治区を設置することとなった。

3. 制度の仕組みと特徴

（1）一般制度としての地域自治組織

前述のとおり合併を機としたが、合併特例制度や合併特例区ではなく、地方自治法一般制度の地域自治区を豊田市は導入した。

この理由としては、第一に住民による自発的なまちづくりを目指すことを主目的としており、

合併前の市町村域ではこの目的には広域すぎてそぐわないということがあった。第二にこの目的が今後も恒久的に継続する課題であることから、時限のある制度を選択しなかったためである。

また、一般制度が法制度化される以前より「都市内分権」が検討されてきたが、一般制度の導入を選択した理由は、法的に裏づけのある制度を導入する方が将来にわたる制度の存続が担保されていること、法的に裏づけがあるということで、住民の合意形成を得やすいと考えられたためである。制度移行に伴う負担を軽減し、混乱を防ぐねらいもあった。また、地域協議会の委員が原則無報酬ということがあった。これは決して経費節減目的ではなく、有償では委員の自発性の発揮を損なうことが懸念されたためであった。

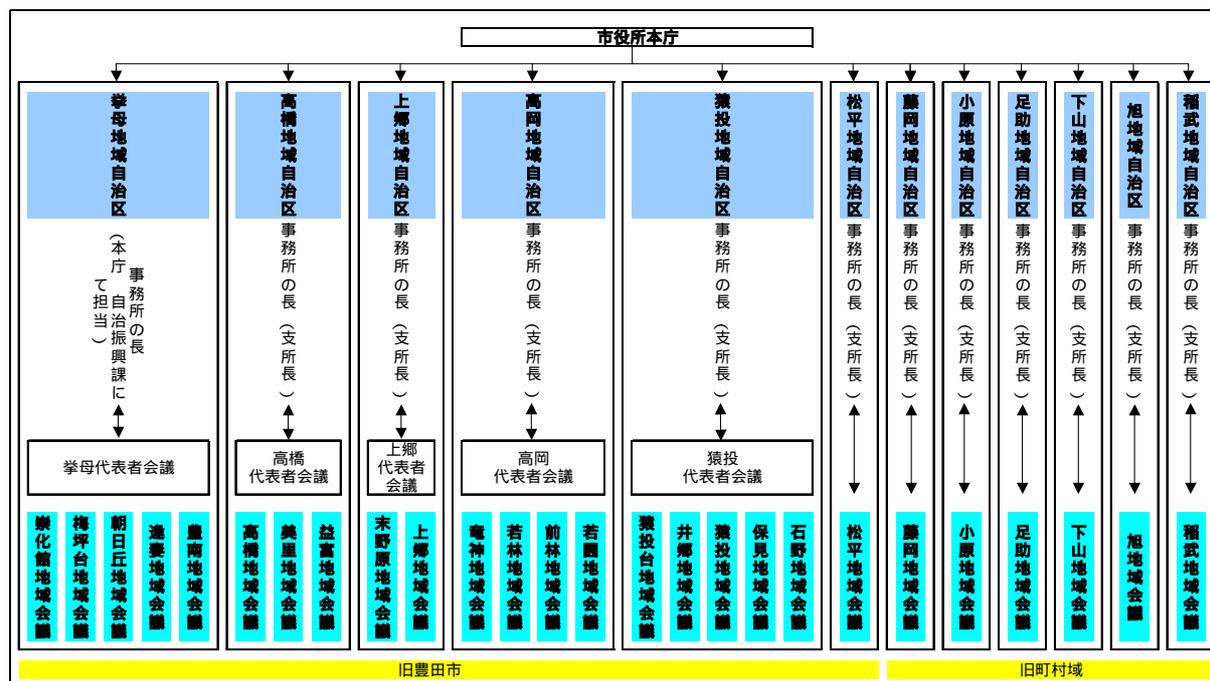
(2) 地域自治区

豊田市には12の地域自治区、26の地域会議(自治法上の地域協議会)が設置されている(図表(資)-1-2)。

旧豊田市域には6の地域自治区が設置されている。本来は、既存のコミュニティエリアである20区域(概ね中学校域)を地域自治区としようとしたが、一般制度では各地域自治区にそれぞれ事務所を置くことが制度付けられている。20の事務所を設置することはできなかったため、この20区域を6の地域自治区にまとめたものである。地域会議は既存の20区域に置かれているが、事務所と地域自治区を一对一の関係にするために五つの代表者会議が設置されている。

旧町村域では、旧町村の区域単位で地域自治区を設置し、各々に地域会議が設置されている。

図表(資)-1-2 豊田市の地域自治区



出所：豊田市ホームページより 加筆修正して作成

(3) 地域会議

(a) 地域会議の役割

豊田市では地域協議会を「地域会議」と呼んでいる。地域会議は、地域に関する事務に関して市長やそのほかの市の機関に対して意見を述べる役割を有している。さらに、市は、地域会

議に対して、市への要望をすることだけでなく、地域住民自らが地域課題を解決する手段を探ることを期待しており、実際に地域会議を傍聴した際にはそうした委員の発言を聞くことができた。

また、基本構想のうちその区域にかかる事項について、地域会議に意見を求めることが条例に定められている。企画課より各地域会議に基本構想について説明をするなど、積極的に意見を求めている。

旧豊田市内に設置された代表者会議は、より広域の課題について調整を行っている。

(b) 委員について

地域会議は、非常勤の特別職である 20 名以内の委員によって構成される。旅費の費用弁償以外は無報酬で、任期は 2 年、再任は一回までと定められている。この定めによって、より多くの市民に自発的な活動を期待している。

選出は、地域会議（もしくはその準備機関）が置く選考委員会によって行われる。地域自治区の住民の中から選出する、公募委員を含める、年齢・性別・在住地に偏りが出ないように、といった基本的な考え方以外は、選出方法・基準も各地域自治区の判断に任されている。選考委員会が、地域活動をする団体を選出し、その中から推薦してもらった個人の委員が大多数である。旧町村域では旧議会がそのままシフトしたような構成となった会議もある。

世代に偏りがないように、とお願いしていることから、子ども会や P T A から若い世代が参加している。地域会議の開催が原則平日となっているが、会社勤めをしている若い世代には参加しづらいことから、土日に開催しているところもある。

(3) 既存の地縁団体など地域コミュニティとの関係

豊田市では、自主的な任意団体「自治区」が地縁組織の単位となっている。これは八王子市で言えば町会・自治会のようなもので、自治区の区長は法的権限を有さないが、市から協力依頼された各種事務の処理・取りまとめを行っている。各自地区の区長が中学校単位で地区区長会を組織しており、定期的に連絡調整を行っている。

また、自治区での活動より広範囲での課題解決のため、地区区長会と同じエリアで地区コミュニティ会議を設置している。自治区をはじめ、地域の各種団体（青少年健全育成推進協議会、老人クラブ、P T A 等）から構成され、地区内の連絡調整や広報誌発行、成人式等の市からの委託事業、ふれあい祭りやスポーツクラブ等を行っている。エリアにはひとつずつ活動拠点として「交流館」が設置されている。

こうした中で、「地域会議」は地域課題、解決策の集約と、市及び関係機関への提言をする場として設置された。解決において実践手段を持たず、自治区や地区コミュニティ会議と補完・連携しあう関係にある。

(4) 地域自治区の事務所

地域自治区の事務所は、支所の中に置かれており、支所長が事務所長を兼務している。（市役所周辺の拳母地域自治区のみ市役所本庁の自治振興課が事務所を担当している。）

旧町村域では部長級、旧市内支所では次長級（専門官）が支所長の任にある。職員数は、旧町村域にあってはまだ 70 人ほどの職員がいるところもあるが、減員の方向である。旧市内支所の職員は小さいところで 3 人、おおむね 7、8 人ほどである。

支所では地域振興事業と、いわゆる市民部業務を行っている。地域振興事業は 2、3 人の職員が担っており、自治区からの申請の受付、関係課との調整、地域会議の事務局を担当してい

る。地域会議の事務局としては、地域会議に出席し事務を執り行い、会議録の作成や地域への広報活動の補助、会議からの要望を本庁へ取り次ぐ、市役所の情報を会議に提供するなどの業務を行っている。

(5) わくわく事業補助金

市が地域自治区におけるまちづくり活動を支援するための助成制度であり、各地域自治区につき500万円が支所予算として配分されている。地域住民5人以上で構成された団体のプレゼンテーションに対して、地域会議が公開審査を行い、これをもとに支所長が決定し支出する。必要最低限の要綱以外に全市の統一された審査基準はなく、補助金制度の要綱に適合するか、といった基本事項以外は、地域会議が決めることになっている。活動によっては、支所固有の事業として予算化することも視野に入れている。

旧豊田市には「まちづくり活動費補助金」という同趣旨の助成制度があったが、市が審査をしていた。この制度をとりやめ、地域会議が審査を行う制度を導入することで、地域内の課題に委員及び地域住民全体が気づき、検討するきっかけにしたいという思いがある。また市は、わくわく事業団体には、行政に一方的に要望・陳情を行って解決を待つのではなく、住民自らが地域課題を検討し解決するという分権のすがたを構築するステップとして、助成制度を活用してほしいとの意向を持っている。

4. 考察（八王子市にとって学ぶべきところ）

合併を機に地域自治組織を導入したとはいえ、その主目的が住民主体のまちづくりの推進であるところが、豊田市の特徴である。条例を見ても、行政側のお仕着せの制度ではなく、各地域自治区で独自の制度設計ができるように自由度を高く制定している。また、地域課題解決の活動主体となる自治区に加えて、各種NPOを支援する制度について検討していることも特徴的である。地縁組織とNPOの活動を住民自治の「両輪」ととらえ、両者をつなぐファシリテーターを市民の中から養成する講座を設けるなど、市の施策に頼ることなく問題を解決することができる市民活動の醸成を目指している。

しかし、新しい制度の導入にあたって、旧豊田市域においては、これまでのコミュニティ政策との違いを住民さらに市役所内部ですら理解することが難しく、説明会や出前講座を何度も開催しなければならなかった。今までの仕組みやつながりを活かしながら、新制度を導入することの難しさが垣間見えた。

5. 視察を終えて（まとめにかえて）

市域にさまざまな地域を内包し住民の暮らしも多様化する中では、地域の課題解決には住民が必要な行政の施策を選び取ることに以上、自ら解決方法を探ることが必要になってくる。豊田市の導入した地域自治組織制度はこちらを重点において、住民の「地域力」に期待している。

実際にひとつの地域会議を傍聴したが、委員は非常に活発に地域のことを話し合っており、事務局は後押しするだけ、という印象を受けた。八王子市にもこうした住民が地域を考えるしくみを導入し、住民・市がともによりよいまちづくりを進めていくことを強く望むものである。

2 上越市

1 . 上越市の概況

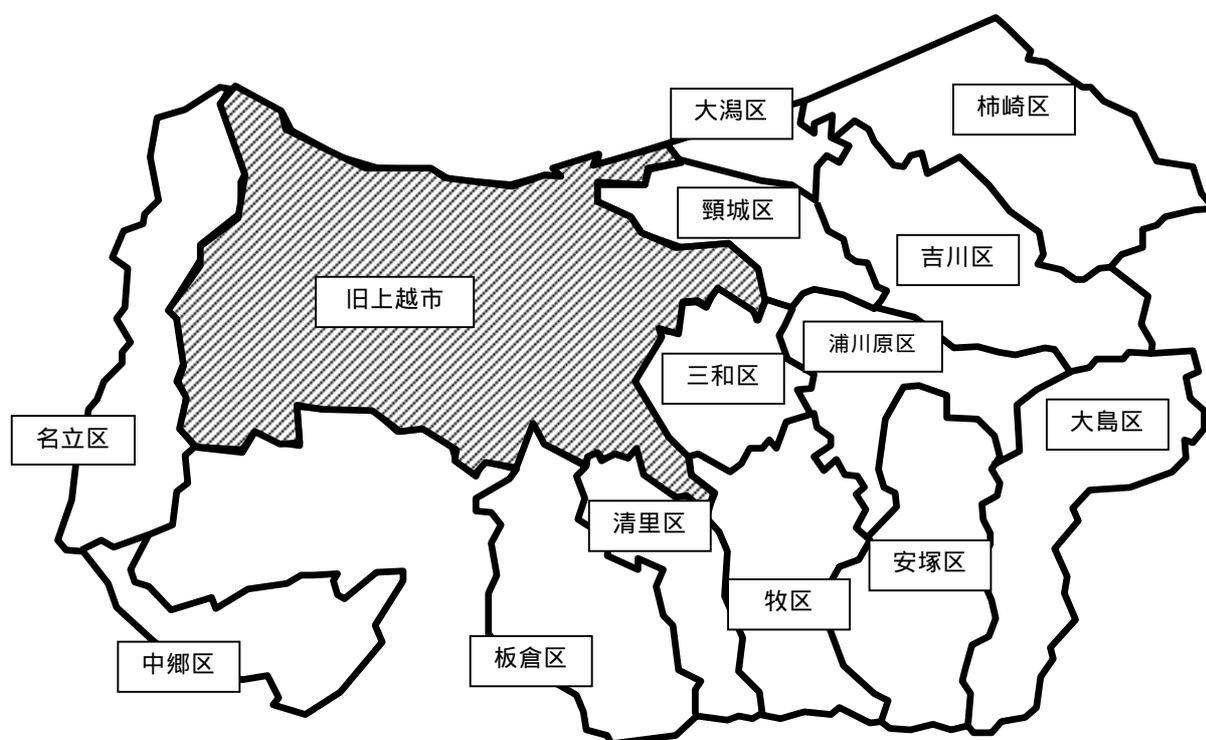
上越市は平成 17 年 1 月 1 日に 14 市町村が合併して、今の姿になった。人口は約 21 万人、面積は八王子市の約 5.2 倍である。合併前の上越市は人口 13 万人、面積が 249 平方キロメートルであるから、合併により人口が約 1.6 倍、面積が 3.9 倍になったということになる。

この合併を契機に、上越市では地域住民の投票を基に地域協議会の委員を選任するという、全国に例を見ない地域自治組織制度を導入した。

図表(資) - 2 - 1 上越市の概況

	上越市	八王子市
人口(人)	210,631	540,671
世帯数(世帯)	71,377	232,715
面積(km ²)	972.62	186.31
密度(人/km ²)	217	2,902

平成 19 年 1 月 1 日現在(両市HPより)



2. 制度導入に至る経緯

前述のとおり、平成 17 年に上越市は大規模な合併が行われた。

この合併にあたって、地域への説明会などを何度となく開催したものの、編入合併町村地区の議員定数は 1、2 名しかいないため、住民からは行政サービスが低下するのではないかという住民サービスの視点からの不安や、住民の声が反映されにくくなるのではないかという住民自治の視点からの不安の声があがっていた。

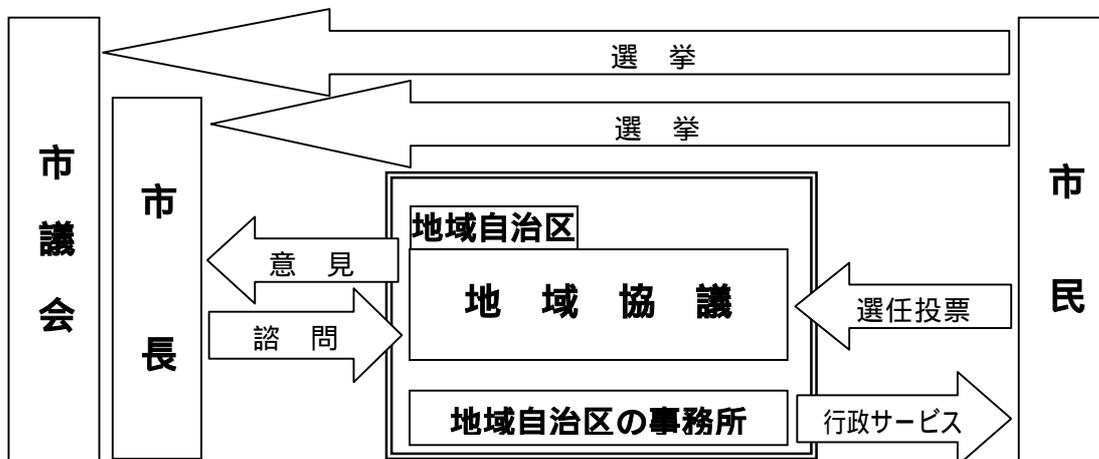
また、これらの不安を解消することにとどまらず、住民が地域の課題に主体的に取り組み、解決していくことのできる新しい自治の仕組みを確立するため、合併準備の話し合いの中で検討されたのが「地域自治区制度」である。

3. 制度の仕組みと特徴

上越市の地域自治区制度は、旧上越市を除く 13 の編入合併町村をそれぞれ地域自治区と設定し、それぞれの地域自治区に「区総合事務所」と「地域協議会」を設置するという形になっている（図表（資） - 2 - 2）。

この地域自治区は合併特例法に基づく制度で、設置機関は 5 年間の期限付きとなる（5 年間限りということではなく、5 年の間に合併前の上越市の区域への導入も含めた、全市的かつ恒久的な制度としていくことを検討していくこととして設けた期間）。現在、旧上越市には地域自治区が設定されておらず、今後旧上越市への地域自治区の設定を検討している。

図表（資） - 2 - 2 上越市の地域自治区制度



出所：上越市における都市内分権及び住民自治に関する調査研究報告書より
加筆修正して作成

(1) 区総合事務所

「区総合事務所」の最も大きな役割は、合併後も住民サービスの質を維持することにある。旧町村役場をそのまま利用し、「総務・地域振興」「産業建設」「市民生活」「福祉」「教育・文化」などのグループを設置、区域内の行政サービスのほとんどを区総合事務所で完結できるだけの権限が付与されている（全市的な事務については除く）。

各グループは、それぞれ本庁で約 15 部署に渡る広範囲の事務を担当している。人員については合併前と比較し、40～45%の削減を行った。大幅な権限が与えられている一方で、区総合事務所には予算編成についての権限は与えられていない。

また、前述の事務以外に、後述の「地域協議会」の事務局としての役割を持っている。市と地域協議会の間に立ち、地域協議会の審議内容や質問などを本庁各所管へ連絡する。また、地域協議会の会議の資料収集や議事録の作成も行っている。

こうしたことから、総合事務所長は、市長の「事務の分掌を受ける立場」と、地域自治区における「地域協議会の意見を尊重する」ことを両立していくことが必要とされ、どのように地域の意見を行政内部で実現させていくかという役割が求められている。

(2) 地域協議会

「地域協議会」は、上越市の地域自治区の中核をなす制度であり、地域住民の代表により構成された会議により、地域内の様々な課題について審議する。位置付けとしては、市長の諮問機関であるが、他市に見られない様々な特徴がある。

一番の特徴は、地域協議会委員の選出方法である。地域自治組織を有する多くの自治体が、地域団体の代表を中心に市長が選任するという形式をとっているのに対し、上越市は公募公選制を採用している。市議選と同時に委員の選挙を行い、各地区で 12～18 名の委員を選び、その選挙の結果を尊重し、市長が委員を選任する。市議選と同じ機会で行うため、必要経費も最小限に抑えられている。地方自治法上、地域協議会の委員は、市長が選任しなければならないため、厳密な意味では公募「準」公選制ということになる。

当初、13 の編入合併町村からは諸団体が推薦する人を選任するべきとする意見も強かったが、上越市ではあえて公募公選制を採用した。合併後に各地域自治区の様々な課題について諮問を受け、意見をしなければいけないこともあった。上越市としては、その意見を元に政策決定を行うため、「地域団体の代表」ではなく、「地域住民の代表」が選ばれる必要があったのである。

あくまで、最終的な決定権は議会にあり、地域協議会は、市長の附属機関という位置付けである。そのため、地域協議会での決定には拘束力がない。しかし、選挙で選ばれた地域の代表からの意見ということもあり、市も議会もそれらの意見に対して説明責任を負うのである。その結果として、地域協議会は、市長選・市議選に並ぶ第三の民意として、市長を拘束するに至った。これについて、上越市では「行政に対して強い努力義務を課す」という意味において『ゆるやかな拘束力』という表現を使っている。

また、地域協議会の審議内容についても大きな特徴がある。審議については 2 種類あり、市から諮問を受けた内容について審議し、市長に対して意見を述べる「諮問事項」(i) と、諮問を受けなくても自主的に審議し、区内のほぼ全ての施策について意見を述べる「自主審議事項」(ii) である(新市建設計画の変更、地域自治区内の重要な施設の設置及び廃止・管理のあり方、上越市が策定する基本構想等に関しては、市長は必ず地域協議会に意見を求めなければならない旨が条例に定められている)。

(i) 諮問事項の事例

- a. 保育園の整備事業について、国と県の補助金が当初の見込みより減額されたことへの対応として、補助金の額に合わせて計画を変更するのではなく、当初の計画どおり保育園を整備するという案が市長から諮問された。

地域協議会全会一致で保育園建設を選択。答申を踏まえ、当初の計画どおり整備した。(板倉区)

(ii) 自主審議事項の事例

b. 子育て支援策についての意見（中郷区）

c. 電源立地交付金の使途についての意見（大瀧区）

最近では、「自主審議事項」の件数が増える傾向にある。平成 18 年 9 月末日現在、自主的に審議し意見を提出したのは 34 件に上るが、市側が再考を促した事例は 1 件のみとのことである。

4. 考察（八王子市にとって学ぶべきところ）

前述のとおり、上越市で地域自治制度が導入された背景には、まれに見る大型合併があったことが挙げられる。地域自治区の設定についても、合併町村ごとの設定となっているため、地域のまとまりが得られやすかったと考える。そこで、「区総合事務所」、「地域協議会」の 2 点に分けて、八王子市に同様の制度が導入できるかを考察する。

（1）区総合事務所

八王子市では、近年業務の効率化のために、各事務所の人員を減らしている。地域住民に特に必要とされている、市民部的サービス・税務部的サービス・福祉部的サービスを中心に提供し、その他のサービスについては本庁舎で一括して提供している。上越市のように「総務・地域振興」「産業建設」「教育・文化」などのサービスまで拡充すべきかどうかについては、慎重に検討する必要がある。

（2）地域協議会

都市内分権という視点で、地域住民の意見を市政に反映させる必要性は、今後もよりいっそう高くなっていくものと思われる。地域の問題を地域の代表により構成された地域協議会に諮問するという制度は、地域住民の意見を市政に反映させる方法として非常に有効である。

また前述のとおり、地域協議会は「ゆるやかな拘束力」を持ち、市長を拘束していると言えるが、この背景には実質的な公募公選制により、「地域団体の代表」ではなく、「地域住民の代表」として、民主的な正当性が高まっていることに由来すると考える。

その一方で、全ての委員が公募公選の対象となっており、「地域団体の代表」が地域協議会に参加することを前提としていない。「地域住民の代表」により地域協議会を構成するのは、諮問機関としては望ましいが、直接的な実行力や自主的な問題解決能力を期待するのは難しいと考える。それらを期待するのであれば、地域協議会委員の定数の中に、地域団体から推薦によって選ばれた者が参加できる枠などが必要ではないかと考える。

5. 視察を終えて（まとめにかえて）

今回、上越市で地域自治組織について説明をしていただいた企画・地域振興部の野澤部長は、「制度が定着するかどうかの試金石は、次の市議選（地域協議会委員の選挙がある）」と語っていたが、まさしくそのとおりであろう。上越市では地域自治組織に関する研究会を立ち上げ、平成 19 年 1 月に研究成果の報告を受けており、現在は全市的かつ恒久的な地域自治区制度としていくための検討を進めている。

八王子市は上越市とは事情も背景も異なる。しかし、八王子市へ地域自治組織を検討するにあたり、今回の視察から得られたものは大きい。上越市を始め、今回視察・研究を行なった他市の制度を参考にしながら、今後の研究に生かしたい。

3 大和市

1. 大和市概況

大和市は、都心から40km圏内の神奈川県ほぼ中央に位置し、横浜、町田、相模原、藤沢、海老名、座間、綾瀬の各市に隣接する、人口約22万人の自治体である。市域は南北に細長く、丘陵起伏がほとんどない。

面積は約27平方キロメートルと小さなまちであるが、3つの鉄道が東西南北に走り、東京へ一時間弱、横浜へは20分で行くことができる位置にあり、市内に8つある駅は、15分以内の徒歩圏内にある。

また、道路網も国道16号線、246号線及び467号線のほか県道4線が縦横に走り、東名高速道路横浜町田インターチェンジにも近いなど、交通の利便性に恵まれていて、とても便利なまちである。

図表(資) - 3 - 1 大和市の概況

	大和市	八王子市
人口(人)	222,690	540,671
世帯数(世帯)	92,857	232,715
面積(km ²)	27.06	186.31
密度(人/km ²)	8,229	2,902

平成19年1月1日現在(両市HPより)

2. 導入に至る経緯

市町村合併によらない大和市での市民自治区構築のきっかけは、平成15年の市長のマニフェストであった。ただし、それ以前から「みんなの街づくり条例(平成10年度)」や「新しい公共を創造する市民活動推進条例(平成14年度)」といった市と市民による協働の動きは先駆的に行われていた。その意味では、市政への参加の仕組みとして、NPO等「テーマ型コミュニティ」の仕組みと一体をなす「エリア型コミュニティ」の仕組みづくりを進めていくことは自然な流れとも言えるであろう。大和市に限らず、市民の価値観の多様化や生活様式の変化によって、行政サービスに対する市民ニーズが多様化・高度化してきたことによって、公共の領域が年々広がりを見せている。

また、少子高齢化により地域がともに助け合える環境づくりが必要となってきた。そうすると自主・自立の自治体運営に向けて市民と行政のより一層の協力が求められるようになってくる。そのときが来てから地域自治の取り組みを始めたのでは遅い。地域自治は一夜にしてできるものではなく、少しずつ市民自身がつくりあげていくものである。このような考えで大和市の市民自治区は、始まったのである。

3. 制度のしくみと特徴

大和市は、平成 16 年 2 月に学識経験者や地域団体の代表者など 12 名の委員で構成される市民自治区検討会議を設置し、制度に関する検討を進めてきた。同年 11 月に、同会議は市民自治区の基本的な考え方を骨子（本誌 p.65）としてまとめた。そこには、目的や成立要件、組織形態、役割等が謳われている。そのなかで大和市の最大の特徴とも言えるのが、市民自治区の構築方法である。そこには「市民自治区の構築にあたっては、一律に全市域を網羅するのではなく、地域の自主性を尊重して、できる地域から構築を進める」と謳っている。合併市のように、地域自治区をいきなりつくるのではない。市が決めてしまうものでもない。市民の自主性を尊重していくつかの段階を経て、市民の手でつくりあげていくという発想が大きな特徴である。

（1）市民自治区の土台づくり

具体的に説明すると、まず、市民自治区構築のきっかけづくりとして、地域の自主的な事業を支援する「やまと地域の底力事業」を平成 16 年度から始めた。これは地域のコミュニティを広げるために行う自主的な事業を支援する制度である。これには、6 つの地域（8 事業）が手をあげ参加した。事業の内容としては防犯活動が多かった。ただし、従来の防犯協会や自治体ごとの個別の防犯活動とは異り、地域の活動団体全体による地域コミュニティの活性化に資する内容のものである。そして 17 年度からはこの底力事業を従来の「はじめの一步型」にプラスして、更に一步段階をあげた「市民自治区準備型」の 2 つのタイプにわけた。

「はじめの一步型」事業は、二つ以上の地域活動団体による地域コミュニティを活性化する事業を行うものである。一方、「市民自治区準備型」事業は、地域の対象人口がおおむね 1 万人以上で活動目的の異なる複数の団体が、地域コミュニティを活性化する事業を行うとともに、地域の課題把握や運営組織（委員会と事務局）など、具体的な検討を市役所と一緒に進めていくものである。なお、17 年度は前年度実施地域から市民自治区準備型に三つの地域が移行した。そして、平成 18 年度には、その中から二つの地区を実際に市民自治区の運営を行う「モデル地区」として指定した。さらに、平成 19 年度には、これらモデル地区の運営を通じて明らかとなった課題を制度に反映させて、（仮称）市民自治区条例を制定し、本格的な市民自治区制度をスタートさせる予定である。このように、いくつかのステップを踏んでいくことで市民自治区の土台をつくっていくのである。

そこで、今回視察した南林間市民自治区モデル地区の取り組み経過を紹介しよう。

平成 16 年度 やまと地域の底力事業（はじめの一步型）を実施

- ・学童通学路安全確保（登下校時の見守り、声かけ）
- ・防犯パトロール

平成 17 年度 やまと地域の底力事業（市民自治区準備型）を実施

- ・女性による防災・防犯グループの設立（南林間レディエンジェルス）
- ・防災訓練
- ・市民自治区に向けての話し合い（ワークショップ）

平成 18 年度 やまと地域の底力事業（市民自治区準備型）を実施

- ・モデル地区指定に向けての話し合い
- ・運営組織・事務局・運営規約等の検討

市民自治区モデル地区指定

- ・事務所の開設
- ・事務局の運営

- ・ 地域計画の検討
- ・ 南林間市民自治区文化祭

（２）地域の自主性を尊重

大和市は市民自治区の制度が始まる前から、自治会加入率が高く地域活動が盛んな地域が多かった。だからといって市民自治区の制度がはじめから市民に理解を得ていたわけではない。当初、自治会長を対象に説明会を開いても「また行政が自治会に新しいことを押し付けるのか」という反発の声もあった。しかし、何度も説明会を開き、導入目的を何度も説明し、意見交換を重ねることで、次第に理解してもらうことができたのである。

理解を得られたからといって、市がすべてをお膳立てしたわけではない。構築はすべて地域の主体性を尊重しながら進めている。どの範囲の地域か、何をやるのかなどは地域自身が決め手をあげてもらい活動しているのだ。市としては、平成 22 年度までに市民自治区を全市に広げるのを目標とはしているが、現在、手をあげる気配がないところがあるのも事実である。ただ、それは地域の個性ととらえ、強制はしない。またそれをコーディネートするのが市の役割であると考え、時間をかけて対策を考えていく方針である。

また、市としては最終的には「行政の持つ権限、財源の一部を市民自治区に移譲する」とこととしている。従って、現在のモデル地区にははじめから基本的には自主財源の確保を求めている。「はじめはお膳立てをしてあめを与えて、『あとは宜しく』と知らん顔してしまう」という今までの行政のやり方ではない。最終目標に向かって、地域自身をはじめからつくっていく、つくりあげていく、市はそれを見守りフォローしていくというやり方なのである。

４．考察（八王子市にとって学ぶべきところ）

大和市の場合、区割りも活動のスピードも方法も、すべて市民の自主性に任せている。それは、結果的に、それぞれの地域が今までの地域の積み上げてきたものを壊さずに、また既存の団体や地域活動が活かされることになっている。中心市街地・郊外地域・新興住宅地域といった色々な顔を持つ八王子市において、大和市のように市民の自主性に任せるということは大変重要だと考える。なぜなら、八王子市は今まで、地域の特性に関係なく、市域一律に色々な制度を導入してきたことによって、地域によっては弊害をもたらすこともなかったわけではないからだ。地域の自主性に任せることによって、ゼロからの出発ではなく、その地域地域にあった自治組織構築の出発ができ、市民のための市民によるその地域にあった自治組織の土台づくりができるのである。

地域が地域自治組織というゴールをいきなり目指そうとすると、なかなか一步を踏み出せない。かといって、市が無理やり地域に自治を任せたとしても、何の土台もないままだとすぐに崩れてしまう。「できることから始める」という大和市のやり方というのは、さまざまな顔を持つ八王子市が地域自治組織をつくり始めるにあたって大変に参考になるであろう。

５．視察を終えて（まとめにかえて）

実際にモデル地区の事務所に案内してもらったが、正直なところ想像をしていた「自治組織の事務所」とはかけ離れた、あまりに小さい事務所だったことに驚かされた。しかし、「できることから始める」という大和市の方針を考えると何も不思議はないのだ。

地域の人が一番利用してくれるということを考えると、駅に近い商店街の中がいい。しかし、そうなると家賃が高い。そういった色々な条件を考慮した結果、地域で「できる」事務所の形がこれであったのだ。市の方の話聞くだけでなくこうした実態を見せていただいたことで、

その「できることから始める」という意味、大変さ、大切さを知ることができ、たいへん有意義な視察であった。

最後に、地域の自主性に任せているとはいっても、市担当者による影武者のようなフォローは、親身で暖かく、親が陰から見守っているという言葉がぴったりな活動をしていたということも付け加えておく。

市民自治区の骨子（参考：大和市HPより）

1．目的

地域自治の確立、地域社会の活性化のために、地域による公共サービスの提供、住民の自己実現の場の創出、地域意向の市政への的確な反映を行い、あわせて地域と市役所の役割分担により行政経営の効率化を図る。

2．成立要件

地域自治が可能な一定規模の広がりやまとまりを持ち、地域住民の意向を反映するための民主的な組織運営が行われていること。また、地域の公共的団体やNPO、学校などと連携していること。

3．区割り

自治会連絡協議会の理事選出区をベースとした概ね10地区（1地区あたり約2万人）とする。

4．組織形態

各分野の活動組織の代表者及び地域からの公募市民などで構成された市民自治区の意思決定機関（委員会または評議会）と、運営をコーディネートする事務局を中心に構成されるかたちが望ましい。

5．構築方法

市民自治区の構築にあたっては、一律に全市域を網羅するのではなく、地域の自主性を尊重して、できる地域から構築を進める。

6．役割

総合計画（実施計画）に地域事業を登載するための地域計画の策定とそれに基づく事業実施、地域情報の提供、地域の話し合いの場づくりなどを、市民自治区の主な役割とする。

7．市民自治区のタイプ

市民自治区を次の2段階に分け、当面は、全市に提案型の市民自治区構築を目指す。

「提案型」…地域計画に基づき、市民自治区が事業やその優先順位、実施主体を市に提案。市は提案に基づいて実施計画への登載や予算措置を行う。

「決定・執行型」…地域計画に基づき、一定枠の予算を議会の議決を経て市民自治区に配分。事業の決定、予算執行（事業実施）まで全てを市民自治区が行う。